

平成28年度

中小企業・中小企業組合関係税制改正

全国中央会は生産性向上を支援します！

全国中小企業団体中央会

主要項目

機械装置に係る
固定資産税
特例の創設

少額減価償却資産
特例の延長

交際費課税
特例の延長

法人実効税率
引下げ

減価償却
見直し

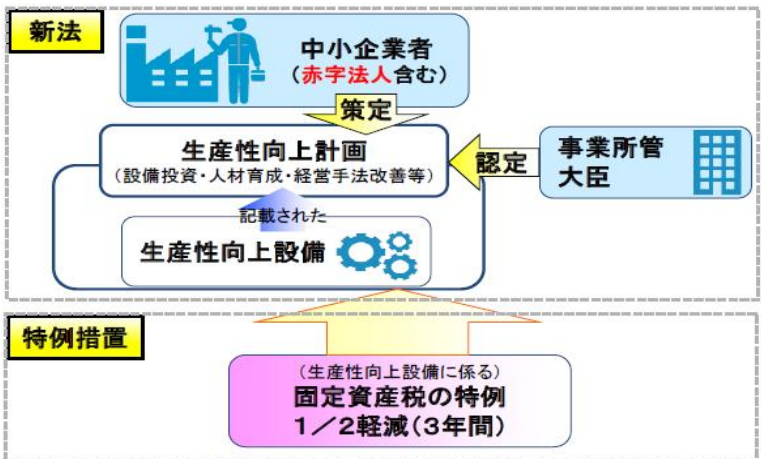
火災等共済組合
異常危険準備金の
延長

機械装置に係る固定資産税特例の創設

- 中小企業が取得する新規の機械装置は、3年間、固定資産税を1/2に軽減する措置を創設。
 - 史上初の固定資産税での設備投資減税。赤字中小企業にも効果。
- 適用期間

3年間(平成30年度末までの投資)
- 支援対象

- 中小企業が認定計画に基づき取得する新規の機械装置(新品)
 - 生産性を高める機械装置 ①160万円以上、②生産性を1%以上(10年以内に販売開始)



少額減価償却資産特例の延長

中小企業が取得した30万円未満の減価償却資産を合計額300万円まで全額損金算入(即時償却)可能な制度を2年延長。

	取得価額	償却方法		
中小企業者のみ	30万円未満	全額損金算入(即時償却)	合計300万円まで	
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(注)(残存価額なし)		本則
	10万円未満	全額損金算入(即時償却)		

(注)20万円未満の減価償却資産であれば、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

交際費課税特例の延長

■ 中小企業の交際費800万円まで損金算入可能な制度を2年延長。

■ 交際費等のうち、接待飲食費の50%まで損金算入(大企業も適用可能)も2年間延長。

The diagram shows the deduction system for entertainment expenses. It indicates that for SMEs, up to 800,000 yen (the designated limit) of entertainment expenses can be deducted. The chart shows a bar for 'Deductible' (損金算入可能) and a bar for 'Not deductible' (損金不算入), with the 800,000 yen limit marked on the deductible bar.

法人実行税率引下げ

■法人実効税率

平成28年度 **29.97%**

(現行32.11%、▲2.14%)

平成30年度 **29.74%**(▲0.23)

■3年連続で2%を超える引下げを実現。平成30年度には、ドイツ並みの水準を実現

	現行	平成28年度	平成30年度
国の法人税率	23.9%	23.4%	23.2%
(参考) 大法人向け法人事業税所得割 * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	6.0%	3.6%	3.6%
(参考) 国・地方の法人実効税率 <標準税率ベース>	32.11%	29.97% (▲2.14%)	29.74% (▲2.37%)

※東京都ベースであれば、現行の法人実効税率は**33.06%**。

減価償却見直し

今後、新規に取得する**建物附属設備・構築物に限定**し、減価償却を定額法に一本化。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備	定額法・定率法	定額法
構築物	定額法・定率法	定額法
機械及び装置	定額法・定率法	定額法・定率法
船舶	定額法・定率法	定額法・定率法
航空機	定額法・定率法	定額法・定率法
車両及び運搬具	定額法・定率法	定額法・定率法
工具、器具及び備品	定額法・定率法	定額法・定率法

火災等共済組合異常危険準備金の延長

特例措置が適用される洗替保証率を引き下げた(火災等共済組合: 60→45%、火災共済協同組合連合会: 75→60%)うえで、適用期限を3年延長

$$\text{異常危険準備金の積立てに係る損金算入の限度額} = \text{当該事業年度における正味収入共済掛金の額} \times \text{政令で定める割合 (2.0\%又は4.0\%)(注)}$$

(注) 異常危険準備金残高の正味収入共済掛金の額に対する割合が、「洗替保証率」(火災等共済組合: 45%、火災共済協同組合連合会: 60%) 以下の場合は特例として4.0%を適用

$$\begin{aligned} \text{異常危険準備金残高}^{\ast} > \text{正味収入共済掛金} \times \text{洗替保証率} &\rightarrow 2.0\% \text{適用} \\ \text{異常危険準備金残高}^{\ast} \leq \text{正味収入共済掛金} \times \text{洗替保証率} &\rightarrow 4.0\% \text{適用} \text{ <特例>} \end{aligned}$$

※前事業年度から繰り越された異常危険準備金残高(その事業年度において異常危険準備金に算入された額は含まない)

その他

グリーン投資減税
見直し延長

欠損金繰戻し
還付制度の延長

雇用促進税制
見直し延長

障害者雇用
割増償却制度延長

車体課税
見直し

取引相場のない株式
評価方式見直しの検討

外国人旅行者向け
消費税免税制度拡充

商工中金抵当権設定登記
軽減措置延長

中小機構仮施設設整備事業
特例措置延長

中小企業関係
税制・中小企
業税制が一目
でわかる!!

上記内容平成28年度税制改正大綱も収録!!
「中小企業関係税制のあらまし」(平成28年2月20日発行)
全国中小企業団体中央会 編集・発行